

第7号

2001(平成13)年3月21日発行

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学沖縄法政研究所 所長 山城将美

〒901-2701 宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話098-892-1111 内線2901~2902 直通098-893-9023

アンケート調査を終えて



山城将美 所長(法学部教授)

昨年9・10の2ヶ月間にわたって実施された県内企業の法的実態調査の結果の分析をこのほど終えた。詳細は、近く発行予定の「沖縄法政研究」第3号に掲載される。ここではこの調査の特徴点について簡単に述

べておきたい。

(1) 今回の調査の実施にあたっては、多くの経済団体などの協賛が得られた結果、アンケートに回答を寄せていただいた企業数は、株式会社415社(回収率27.8%)、有限会社219社(回収率20.1%)、合計634社の多数に達した。

(2) 1988年に沖縄国際大学企業法研究会の名のもとになされた調査があるが、今回の調査においても可能な限りこの88年調査と質問項目を同じにして15年間の経過のもとで沖縄企業がいかように変容しつつあるかをみることにした。しかし、結果的には、とくに際立った変化は認められなかった。

(3) 十分予測しうることではあったが、沖縄県内企業の大半は閉鎖的な中小零細企業であることが判明した。こうした企業では、株主総会や取締役会の不開催、株券の不発行、登記の懈怠など、商法の規定を遵守しない傾向がある。

(4) 商法上、株券の券面額は、通常は50円(昭和25年以前の会社)、500円(昭和56年以前の会社)、50000円(昭和56年以後の会社)のいずれかであるべきである。ところが、305円(旧1ドル)、1525円(旧5ドル)、2135円(旧7ドル)、3050円(旧10円)など、変則的な券面額に見られるように、県内においては、依然として復帰前の影を引きずっている企業が散見される。これは、昭和47年の復帰の際、1ドルを当時の交換レート、1ドル対305円で換算したことによる(「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」にもとづく「沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の特別措置に関する制令」第12条(会社等に関する経過措置)参照)。したがって、こうした変則額面にも一応の法的根拠があって違法というわけではないが、株式流通の促進という観点からは決して好ましいことではなく、早期の是正が望まれる。

(5) 今回の調査によって、沖縄県内企業の法的実態をある程度把握できた。法政研としては、この調査結果を踏まえて、今後県内企業への適切な提言などをしていけるのではないかと考える。